

知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

離婚時の年金分割について

「夫、妻、子供2人」こんなモデルが日本の平均的家庭としてよく登場します。年金についても、今までは夫婦2人でつつましく暮らせる額が給付目標でした。夫の受け取る年金額が多く、妻の年金額が少なくてもそれほど問題になりませんでした。受け取った年金をいれるお財布は1つですから。

しかし、出生率が1.2倍前後で、離婚件数が右肩上がりの現在「年金」も「あんだ100までわしゃ99まで」の古きよきモデルは時代にそぐわなくなり、現実を則した制度として「離婚時の年金分割制度」がつけられました。

現在、年金額の試算相談にこられる方の中に「長年、主婦として夫と暮らしてきたけれど50代で離婚し、就職もままならないし、昭和61年4月前の年金任意加入時代は、保険料払ってないから自分の年金はほとんどないし。将来不安です。」という女性の方が多くいらっしゃいます。そのたび、年金制度は一生にかかわる問題なのだと強く実感。女性が家事を一手に引き受ける習慣や、男女の給与格差がそのまま男女の受け取る年金額に反映してきます。この「離婚時の年金分割」ができた背景としては女性の社会保障を充実させる必要があったのですね。

離婚時の厚生年金分割制度（平成19年4月施行）

では、本題です。年金分割ってなにをどうわけてくれるの？

実は、離婚時の年金分割制度は2種類あります。今回は今年の4月以降に離婚される夫婦から対象になる「厚生年金の分割制度」の解説。この制度施行をまっている仮面夫婦が、多く存在していると言われていています。一時的に落ち着いた離婚総数が4月以降増えてくると思われます。

まず、対象となる夫婦

- ① 婚姻期間中に夫婦どちらか又は両方に厚生年金加入期間があること
- ② 平成19年4月以降離婚が成立したこと

分割するのは「厚生年金加入期間の記録」です。前回お話した「第2号被保険者期間」のことですね。両方が自営業者、主婦等であった場合は分割する年金はありません。それから、あくまでも「婚姻期間中の年金加入期間」分割であること。夫が16歳から長年厚生年金に加入し、多くの年金給付を受け取れるとしても、婚姻期間が1年間であれば、分割される部分は1年間だけです。この点は要確認です。

上記2点を確認したうえで、離婚当事者は分割割合を決めます。厚生年金の保険料はお給料に対しての割合で決定されます。お給料が高くて保険料をたくさん支払ってれば、受け取る年金も高くなります。この部分が国民年金と違いますね。

まずは、夫と妻の厚生年金保険料を決定する基礎となった標準報酬総額を合計します。乱暴に言えば「結婚していた期間のお給料を全部たしてしまえ！」ということ。

その総額に対して、お互いの受取分を何割にするか話し合います。ルールとしては、お給料総額の少ないほう（分けてもらうほう）の割合が50%をこえないこと。

ただし、ことが「離婚」という感情の絡む問題なので、話し合いで解決するのは難しいと予想されています。話し合いで解決できない場合は「裁判手続き」によって割合を決定します。この時点で予算オーバーになってしまえば元も子もありません。くれぐれも慎重に。

割合が決定したら、公正証書を作成（自己負担 11000円）し、社会保険事務所に提出します。この際の年金分割の請求は一方のみが行っても認められます。時効は2年。離婚が成立してから2年です。分割割合が決定してから2年ではありません。もちろん、自分が年金を受け取る時期になって請求しても間に合いません。勘違いされる方が多いので気を付けてくださいね。

今回はもう1つの分割制度「第3号被保険者期間の分割」についてお話します。ぜひ読んでくださいね。